論壇

小売店舗から海外直送を

免税制度悪用へ対策

高良守

　本紙4月24日付8面の記事「現金使わず消費税還付　政府、訪日客の免税で」について、言及したい。

　同記事によると「政府は免税制度を悪用して土産品を国内で不正転売する事案への対策を強化する方針。空港で現金による還付をすれば手続きが煩雑になる。政府は空港の混乱を避けるため、手続きが簡単なキャッシュレスによる還付を促す。（中略）2025年度税制改正に盛り込むことを目指す」としている。

　同件に関しては、4月19日付朝日新聞3面において「訪日客の免税　空港で現物確認」として「購入額が一定以上の場合は、出国時に空港で現物を確認した上で税金分を返金する」、さらに「購入額が一定以下の場合は荷物検査はせずに返金する方針で、基準額は今後検討する」としている。

　基準額は今後検討するものとしているが、免税購入金額の多寡によらず、輸出を目的とした訪日客の免税購入物品が日本国内において譲渡や消費および転売など、国内において流通されることは税の公平性からあってはならないと考える。

　一方、沖縄では、先人が移民のため米国ハワイやボリビアなど海外へ渡っていることもあり、海外に親族を持つ者も多い。また、娘や息子など身内が海外留学をしているというのも少なくなく、沖縄（日本）から海外（外国）へ必需品や土産品を送ることもかなりの頻度で出ている。そのため、沖縄地元スーパーなどで菓子やちょっとした食料品を購入し、郵便局などを利用して送っているケースもある。

　海外へ商品を送るということは「輸出」であり、「輸出」される商品については、適正な手続きを踏むことで、基本仕入れ商品の消費税分が還付される。しかしながら、実態は消費税を支払った上で「輸出」されるという購入者にとって不利益な現象が現に起こっている。

　これらの課題について、小売店舗から直接免税物品を海外へ発送することで、マルチに課題解決を図ることができる。訪日客は免税物品の保持が不可能となり、国内での譲渡や消費、転売などを阻止することができる。また、小売店舗においては、海外発送用の場合、消費税分を受け取らず適正な還付手続きを行うことで、免税売買を可能にすることができる。

　この免税物品の小売店舗からの海外直送という新たなビジネスモデルが、沖縄をはじめ日本全国の地域産品などの「出口戦略」に大いに貢献できるものと確信する。

（豊見城市、沖縄国際大学沖縄経済環境研究所特別研究員、56歳）